

庄内広域水道企業団企業管理規程第12号

庄内広域水道企業団給水条例施行規程を次のように定める。

令和8年3月16日

庄内広域水道企業団
企業長 佐藤 聡

庄内広域水道企業団給水条例施行規程

(趣旨)

第1条 この規程は、庄内広域水道企業団給水条例（令和8年庄内広域水道企業団条例第30号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(利害関係人の同意書の提出)

第2条 条例第11条第2項に規定する企業長が必要があると認めるときは、次の各号に掲げる場合とし、同項の規定により同意書の提出を求めることができる利害関係者はそれぞれ当該各号に定める者とする。

(1) 自己以外の者が所有する給水装置から分岐して給水装置を設置しようとする場合
分岐される給水装置の所有者

(2) 自己以外の者が所有する土地又は家屋に給水装置を設置しようとする場合
給水装置を設置される土地又は家屋の所有者

(簡易専用水道以外の貯水槽水道の管理及び自主検査)

第3条 条例第47条第2項の規定による簡易専用水道以外の貯水槽水道の管理及びその管理の状況に関する検査は、次に掲げるところによるものとする。

(1) 次に掲げる管理基準に従い、管理すること。

ア 水槽の掃除を1年以内ごとに1回、定期に行うこと。

イ 水槽の点検等有害物、汚水等によって水が汚染されるのを防止するために必要な措置を講ずること。

ウ 給水栓における水の色、濁り、臭い、味その他の状態により供給する水に異常を認めたとときは、水質基準に関する省令（平成15年厚生労働省令第101号）の表の上欄に掲げる事項のうち必要なものについて検査を行うこと。

エ 供給する水が人の健康を害するおそれがあることを知ったときは、直ちに給水を停止し、かつ、その水を使用することが危険である旨を関係者に周知させる措置を講ずること。

(2) 前号の管理に関し、1年以内ごとに1回、定期に、簡易専用水道以外の貯水槽水道の設置者が給水栓における水の色、濁り、臭い、味に関する検査及び残留塩素の有無に関する水質の検査を行うこと。

(水道使用料区分)

第4条 条例別表第2酒田市の区域の表備考に規定する企業長が別に定める種別の区分は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 湯屋用 営業の湯屋及び非営業の浴場で大口に消費するもの

- (2) 船舶用 港湾区域内の船舶給水施設により船舶用として給水するもの
 - (3) 臨時用 臨時の売店、興業、工事現場等臨時に消費するもの
 - (4) プール用 公共施設として設置された水泳場に使用するもの
- 2 共用給水装置にかかる水道料金は、口径別料金とする。
 - 3 生活用水として受水槽以下の専用給水装置とみなされ、企業長の承認を受けた共同住宅用の水道料金は、企業長と契約を締結した口径の水道料金とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 令和8年3月31日までに、水道事業の統合前の鶴岡市給水条例施行規程（平成17年鶴岡市企業管理規程第18号）、酒田市水道事業給水条例施行規程（平成20年酒田市企業管理規程第4号）又は庄内町水道給水条例施行規則（平成17年庄内町規則第107号）（以下これらを「市町の規程等」という。）の規定によりなされた手続その他の行為は、それぞれこの規程の相当規定によりなされたものとみなす。
- 3 この規程の施行の際現に市町の規程等の規定により作成されている用紙は、当分の間、使用することができる。